

別表 2 (第 3 条)

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者(ただし、町長が認める者を含む。)
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。) 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 (耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。)
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること